

第4節 規制緩和の推進

I 業務の代理・代行

保険業法第98条において、保険会社は認可を受けて他の保険会社の業務の代理又は事務の代行を行うことができるとされており、その対象となる業務等については、保険業法施行規則第51条において規定されている。

今般、この保険業法施行規則第51条に規定する対象業務等に関し、保険契約の締結の代理（媒介を含む。）業務が含まれることについて明確化し、平成13年3月13日付で保険業法施行規則の改正を行った。

なお、平成12年7月以降の業務の代理又は事務の代行の認可件数は33件（うち、保険契約の締結の代理を含むものは28件）となっている。

II 損害保険代理店の手数料の自由化

損害保険代理店（以下「代理店」という。）の手数料について、代理店種別制度に対応して水準を規定することとしている取扱いについて、近年の保険商品・料率の多様化の進展等を踏まえ、また、損害保険会社の自主性を取り入れることを可能とする観点から見直しの実施を行った（平成12年5月に保険業法施行規則を改正）。

これにともない、平成13年4月より代理店手数料に関する部分の事務ガイドラインの規定を廃止し、代理店手数料を自由化した。